

## 令和8年度上越市包括的民間委託導入検討業務委託プロポーザル実施要領

### 1 業務の概要

#### (1) 業務名

都監委第1号 令和8年度上越市包括的民間委託導入検討業務委託

#### (2) 目的

社会インフラの老朽化により維持管理の重要性は高まるとともに、利用者ニーズの多様化によりサービス向上も求められている。一方で行政技術職員の減少が見込まれ、建設事業者の持続可能性も危ぶまれるなか、管理体制の再構築が求められている。このため令和7年度には、上越市が管理するインフラ施設を対象に包括的民間委託の導入検討の第一歩として、包括的民間委託の目的設定や市場調査を行い委託パターン等の概略検討を行ったところである。

本業務は、民間事業者の意識醸成を含めた市場調査を詳細かつ丁寧に行い、導入段階における実現可能な事業スキームを詳細に検討するものである。また、導入時の民間・行政双方のメリットや効果を提示し、合意を図るものである。

#### (3) 業務内容

別紙1「特記仕様書」のとおり

#### (4) 委託期間

契約締結の日から令和9年3月19日まで

### 2 見積限度額

13,134,000円（消費税及び地方消費税を含む）

### 3 スケジュール

実施内容	予定期日（予定）
募集公示	6月1日
参加申込書提出期限	6月12日
質疑提出期限	6月19日
質疑回答期限	6月26日
企画提案書提出期限	7月10日
プレゼンテーション実施	7月17日
審査結果の通知	7月24日
契約	7月31日以降

#### 4 資格要件

次の掲げる条件を全て満たす者であること。

- (1) 上越市建設コンサルタント等業務入札参加資格者名簿に登載され、新潟県内に本社または営業所等を置く者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) 上越市建設工事請負業者指名停止措置要領又は上越市物品調達等業者指名停止措置要領に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）であること。
- (5) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 475 条若しくは第 644 条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 1 項第 2 号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと
- (7) 上越市の市税の納税義務を有するものにあつては、当該市税の未納がない者であること。
- (8) 消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

#### 5 応募方法

本プロポーザルに参加する者は、次に定めるところにより応募書類を期限までに提出すること。また本業務に関して質疑がある場合は、質疑提出期限までに質問書（様式 3）により問い合わせること。回答は質疑回答期限までに、随時ホームページに掲載する。（いずれの書類も社印等の押印を必要としない）

- (1) 応募書類
  - ・ 参加申込書（様式 1）
  - ・ 見積書（任意様式）
  - ・ 企画提案書（様式 2）
- (2) 提出期限  
「3 スケジュール」のとおり
- (3) 提出方法  
電子メール、ファイル転送サービス等で電子ファイルを提出すること。
- (4) 提出部数
  - ・ 電子データ：1 式
- (5) 提出先  
「1 1 問合せ先及び提出先」のとおり

## 6 応募書類作成要領

### (1) 企画提案書（様式2）

「特記仕様書」に基づき、次の項目順で提案内容を記載すること。A4 片面 1 枚として枚数は計 8 枚以内とし、簡潔にまとめること。なお、提案者を特定できる固有名詞等の表現は避けること。

- ① 実施方針
- ② 実施工程
- ③ 実施内容に対する提案
- ④ 特定テーマに対する提案

▲特定テーマ「民間事業者側のメリット、効果」の提案

#### ※留意事項

定量的に把握可能な事項については、可能な限りその数量を明記すること

## 7 貸与資料

本件プロポーザルへの参加申込書を提出したものに限り、希望により資料の貸与を受けることができる。なお、貸与された資料を適切に保管するとともに、知り得た情報について目的以外での使用をしないこと。また、貸与資料の返却までに適切にデータ消去すること。

### (1) 貸与資料

- ・令和 7 年度 上越市包括的民間委託導入検討業務委託 報告書（概要版）
- ・令和 7 年度 上越市包括的民間委託導入検討業務委託 報告書（本編）
- ・令和 7 年度 上越市包括的民間委託導入検討業務委託 事業者向け勉強会資料

### (2) 貸与期間

募集公示日から企画提案書提出期限まで

### (3) 申請方法

電子メールにより担当者へ連絡するとともに、電話により電子メールの着信を確認すること。

## 8 選定方法

### (1) 審査方法

審査は提出書類により参加資格要件を判定し、企画提案書等の審査及び評価を実施して優先交渉権者を選定する。なお審査は非公開とする。

#### ①一次審査（書類）

- ア 提出された応募書類をもとに審査を行う。
- イ 応募者のうち適格と判断した者が 4 者以上の場合は、上位 3 者を選定する。
- ウ 一次審査の結果は、応募者全員に対して電子メールで通知する。

## ②二次審査（プレゼンテーション）

- ア 提出された応募書類及び応募者によるプレゼンテーションをもとに審査を行う。
- イ プレゼンテーションは応募書類の内容に基づき行うこととし、追加資料の配布は認めないが、企画提案書にない資料をスクリーン上に投影し、補足的に説明することは可とする。
- ウ 実施時間は、提案する各事業者（共同提案を含む。）につき、プレゼンテーション15分以内、質疑応答20分以内とする。
- エ 各選定委員が、評価基準に基づき審査し、合計得点が最も高い順に優先交渉権者と次点者を選定する。
- オ 二次審査の結果は、二次審査参加者に対して電子メールで通知する。

## (2) 評価基準

評価項目	評価の視点	配点
①実施方針・工程	・業務の実施方針、配慮事項が適切か ・業務を円滑に遂行できる体制、工程となっているか	10
②業務内容に対する提案	・包括的民間委託の導入が実現可能な企画提案となっているか ・合意形成が加速するような提案があるか(特定テーマを除く)	30
③特定テーマに対する提案	特定テーマ「民間事業者側のメリット、効果」の提案 ・本市における包括的民間委託を導入した場合の民間事業者側のメリット、効果の表現手法が提案され、合意形成につながるか	30
④プレゼンテーション	・企画提案書と整合しているか ・説明はわかりやすく、応答内容が適格か	10
⑤費用	・価格が優位か※	20
合計		100

※最低額の見積額からの乖離率に応じて、満点から減額する

- ・乖離率 = (提案者見積額 / 最優位者見積額) - 1
- ・得点 = 20点 × (1 - 乖離率)
- ・算出結果が0点未満となる場合は、得点を0点とする。

## 9 契約の締結

市は、優先交渉権者と委託契約の締結交渉を行い、予定価格の範囲内で契約を締結する。契約保証金は免除する。(契約書の作成要)

ただし、その者が地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれかに該当することとなった場合、契約の締結を行わないことがある。また、優先交渉権者と協議が整わない場合にあつては、次点者と協議の上、契約を締結する場合がある。

## 1 0 その他の留意事項

- (1) 企画提案書等の作成、プレゼンテーション等に要する経費及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等については、提案を行った者に無断で使用しないものとする。
- (3) 提出された企画提案書等は、本プロポーザルにおける契約の相手方を決定すること以外の目的で使用しない。ただし、情報公開請求があった場合は、上越市情報公開条例に基づき取り扱うこととする。
- (4) 企画提案書等の審査を行う際、必要な範囲において参加を表明した者に通知することなく複製を作成することがある。
- (5) 提出された申込書、企画提案書等は返却しない。
- (6) 申込書の提出後に申込みを辞退する場合は、別紙様式4「参加申込辞退書」を提出すること。
- (7) 失格事項  
次のいずれかに該当する者が行った提案は、失格となることがある。
  - ・本募集要領に適合しない書類を作成し、提出した者
  - ・記載すべき事項の全部又は一部を記載せず、または書類に虚偽の記載をし、これを提出した者
  - ・期限後に企画提案書を提出した者

## 1 1 問合せ先及び提出先

〒943-8601

上越市木田1丁目1番3号

上越市 都市整備部 都市整備課 監理係 担当：小出

電話番号 025-520-5762

E-Mail toshiseibi@city.joetsu.lg.jp

各情報の情報提供・公開一覧表

情報名	業者選定前	業者選定後			
		情報提供 (HP 掲載)	情報公開請求		
プロポーザル実施要領	○	○	○		
特記仕様書 (別紙 1)	○	○	○		
提出書類等			選定業者	非選定業者	
参考様式	参加申込書【様式 1】	/	×	△ (委託事業の性質上、事業が開始又は完結するまでの間、時限非公開の場合あり)	△ (法人等の正当な利益を害するおそれのある情報は非公開)
	企画提案書【様式 2】	/	×		
	質問書【様式 3】	/	○	○	○
	参加申込辞退書【様式 4】	/	×	○	○
結果通知書	/	×	○		
選定委員名簿	×	○	○		
審査結果	/	△ ※選定されなかった業者名は非公表	△ (評定と結び付く委員の氏名は非公開) (法人等の正当な利益を害するおそれのある情報は非公開)		
議事録	/	×	△ (評定と結び付く委員の氏名は非公開) (法人等の正当な利益を害するおそれのある情報は非公開)		

○：公開等 △ 部分公開等

- ※ 企画提案書以外は公開を前提としており、他の様式において、公開することにより法人等の正当な利益を害するおそれのある情報がある場合は、企画提案書に記載すること。
- ※ 業者選定後の情報公開請求時における○（公開等）、△（部分公開等）の区分では、非選定業者を含め、業者名は公開とする。また、○（公開等）の区分であっても、担当者等の氏名等、個人が識別される情報は部分公開として処理する。
- ※ 情報公開請求があった場合における法人等の情報の△（部分公開等）の取扱いについては、上越市情報公開条例に基づき、第三者意見照会を行った上で、市において判断する。
- ※ 選定前後とは、契約締結の前後ではなく、審査結果に基づき契約の相手方として市が選定する前後をいう。